

標準文書保存期間基準（中城海上保安部交通課）

令和4年4月26日現在

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置	
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						
1	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第3号の許認可等（以下「許認可等」という。）に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> 審査案 理由 	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄
		(2)行政手続法第2条第4号の不利益処分（以下「不利益処分」という。）に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> 処分案 理由 	処分がされる日に係る特定日以後5年	廃棄
		(3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書 ②裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 ③裁決書又は決定書	<ul style="list-style-type: none"> 不服申立書 録取書 弁明書 反論書 意見書 裁決・決定書 	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	廃棄ただし、以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
		(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する文書 ③判決書又は和解調書	<ul style="list-style-type: none"> 訴状 期日呼出状 答弁書 準備書面 各種申立書 口頭弁論・証人等調書 書証 判決書 和解調書 	10年	廃棄ただし、以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
2	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)許認可等に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> 審査案 理由 	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	廃棄

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置	
	(2)不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> ・処分案 ・理由 	処分がされる日に係る特定日以後5年	廃棄	
	(3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書 ②裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 ③裁決書又は決定書	<ul style="list-style-type: none"> ・不服申立書 ・録取書 ・弁明書 ・反論書 ・意見書 ・裁決・決定書 	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	廃棄ただし、以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの 	
	(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する文書 ③判決書又は和解調書	<ul style="list-style-type: none"> ・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証 ・判決書 ・和解調書 	訴訟が終了する日に係る特定日以後10年	廃棄ただし、以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの 	
その他の事項						
3	通達の制定又は改廃及びその経緯	訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から2の項までに掲げるものを除く。）	①立案の検討に関する調査研究文書 ②制定又は改廃のための決裁文書	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案 	10年	廃棄
4	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書 ②取得した文書の管理を行うための帳簿 ③決裁文書の管理を行うための帳簿 ④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿（⑤に掲げるものを除く。） ⑤第21条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	<ul style="list-style-type: none"> ・行政文書ファイル管理簿 ・受付簿 ・決裁簿 ・移管・廃棄簿 ・廃棄の記録 	常用（無期限） 5年 30年 20年 5年	廃棄ただし、以下について移管 <ul style="list-style-type: none"> ・移管・廃棄簿

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置	
5	契約に関する事項	契約に関する重要な経緯 (1の項から25の項までに掲げるものを除く。)	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書案 協議・調整経緯 	契約が終了する日に係る特定日以後5年	廃棄
中城海上保安部交通課の所掌に係る事務						
6	交通課分掌事務(安全)に関すること	(1)船舶交通の安全に關すること	船舶交通の安全のために必要な事項の通報、資料及び処理に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> 警戒船講習会 安全情報提供 	5年	廃棄
		(2)港則に関すること	港則法その他船舶航行に関する法令の運用に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> 危険物岸壁承認申請 金武中城港台風津波対策実施要領 	10年	廃棄
				<ul style="list-style-type: none"> 水域占有協議 	事業終了の日に係る特定日以後5年	廃棄
		<ul style="list-style-type: none"> 港長公示(起案文書等) 行事・作業許可 	5年	廃棄		
(3)海難防止に関すること	海難防止の実施に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> 各種海難防止活動(海難防止講習会、安全教室実施要領等) 海上安全指導員、安全パトロール艇 航路標識利用者ヒヤリング資料 	5年	廃棄		
7	交通課分掌事務(航路標識)に関する事項	(1)航路標識及びその付属施設に関すること	①保守、運用等に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> 航路標識施設点検表 灯火監視協力者 各所修繕(改良)要求 	5年	廃棄
			②海上保安庁以外のもので航路標識の建設、保守、又は運用を行うものの監督に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> 許可標識に関する文書 届出標識に関する文書 	5年	廃棄

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置
		(2) 航路標識の告示に関する こと	告示手続きに関する文書	・ 航路標識告示	10年	廃棄
		(3) 国有財産の管理に関する こと	管理等に関する文書	・ 国有財産き損報告書 等	5年	廃棄
8	庶務に関する事項	(1) 広報に関すること	広報に関する文書	・ 灯台一般公開	5年	廃棄
		(2) 勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件に関する こと	勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件に関する文書	・ 出勤簿 ・ 休暇簿 ・ 勤務時間報告書 ・ 勤務状況報告書	5年	廃棄
		(3) 旅費に関すること	旅費に関する文書	・ 旅費請求書 ・ 旅行命令簿	5年	廃棄
		(4) 表彰に関すること	表彰に関する文書	・ 表彰(起案文書、功績調書 等)	10年	廃棄
		(5) 物品供用官の事務に関する こと	物品供用官の事務に関する文書	・ 物品に関する発議文書 ・ 物品供用官検査 ・ 物品受領命令書	5年	廃棄
		(6) 監督・検査職員の事務に関する こと	監督・検査職員の事務に関する文書	・ 役務に関する発議文書 ・ 検査調書	5年	廃棄

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時の措置	
9	所掌事務に関する事項共通	全業務共通	<ul style="list-style-type: none"> ①別途、正本・原本が管理されている業務文書の写し ②定型的・日常的な業務連絡、日程表等 ③出版物や公表物を編集した文書 ④海上保安庁の所掌事務に関する事実関係の問合せへの対応 ⑤明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 ⑥意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書 	/	1年未満	廃棄